

他市における自転車等駐車場の利用料金及び撤去自転車等の返還料金一覧（第3回資料-③修正版）

資料 ①
平成28年11月25日
第4回審議会

1-1. 定期利用自転車等駐車場(定期利用料金)

自治体名	定期利用料金(円/月 ※1)				平成18年度以降の料金改定の実施状況(※2)				免除・減額規定			
	自転車		原付		自転車		原付		学生	身体障害者手帳保持者 障害者年金受給者等	各種手当等受給者 (児童扶養手当、育 成手当等)	生活保護受給者
	屋根なし	屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし	屋根あり				
東久留米市	1,700円	2,000円	2,100円	-	-	-	-	-	40%減額	免除	-	免除
八王子市	1,500円	2,000円	3,000円	3,000円	-	-	-	-	10%減額	免除	-	-
立川市	2,000円	2,200円	2,700円	4,400円	平成27年度に1,500円 から2,000円 (33%増額)	平成27年度に2,500円 から2,200円 (12%減額)	平成27年度に2,500円 から3,400円 (36%増額)	平成27年度に3,000円 から4,400円 (46%増額)	40%減額	50%減額	50%減額	50%減額
武蔵野市	-	1,500円	-	-	-	-	-	-	34%減額	34%減額	-	34%減額
三鷹市	2,500円	-	3,000円	-	平成26年度に0円から 2,500円	-	平成24年度に0円から 3,000円	-	300円引 (10~12%減額)	300円引 (10~12%減額)	-	300円引 (10~12%減額)
青梅市	-	1,800円	-	2,700円	-	-	-	-	一か月あたり500円 (19~28%減額)	一か月あたり500円 (19~28%減額)	-	一か月あたり500円(19% ~28%減額)
府中市	該当なし	2,000円	該当なし	2,500円	-	-	-	-	300円減額 (12~15%減額)	800円減額 (32~40%減額)	800円減額 (32~40%減額)	800円減額 (32~40%減額)
昭島市	1,500円	2,000円	該当なし	2,500円	-	-	-	-	20%~33%減額	免除	免除	免除
調布市	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	平成20年度に2,000円 から1,500円 (25%減額)	-	平成20年度に3,000円 から2,500円 (17%減額)	-	約15%~40%減額	約15%~40%減額	約15%~40%減額	約15%~40%減額
町田市	-	1,800円	3,000円	3,000円	-	-	-	-	-	-	-	-
小金井市	1,900円	2,000円	3,000円	3,000円	-	-	-	-	20%減額	50%減額	-	50%減額
小平市	1,500円	-	2,700円	-	-	-	-	-	約20%減額	50%減額	-	-
日野市	3,000円	2,360円	3,080円	3,080円	-	-	-	-	50%減額	免除	免除	免除
東村山市	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	-	-	-	-	25%減額	25%減額	-	-
国分寺市	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	-	-	-	-	20%減額	免除	免除	免除
国立市	1,200円	1,500円	1,800円	1,800円	平成25年度に650円か ら1,200円 (85%増額)	平成25年度に650円か ら1,500円 (131%増額)	平成25年度に750円か ら1,800円 (140%増額)	平成25年度に750円か ら1,800円 (140%増額)	50%減額	50%減額	50%減額	免除
福生市	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	-	-	-	-	50%減額	免除	免除	免除
狛江市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東大和市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清瀬市	1,200円	-	2,000円	-	-	-	-	-	・6ヶ月契約の場合 7200円→5000円 ・1年契約の場合 14000円→10000円 (40~44%減額)	50%減額	-	-
武蔵村山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多摩市	2,050円	2,050円	2,980円	4,110円	平成26年度に2,000円 から2,050円 (2%増額)	平成26年度に2,000円 から2,050円 (2%増額)	-	平成26年度に1,800円 から1,850円 (3%増額)	60%減額	50%減額	-	免除
稲城市	-	1,850円	-	2,980円	-	平成20年度に2,100円 から1,800円 (14%減額)	-	平成20年度に3,200円 から1,900円 (41%減額)	20%減額	免除	-	免除
羽村市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西東京市	2,100円	2,300円	3,000円	3,000円	-	-	-	-	200円~300円減額 (9~10%減額)	免除	800円減額 (26~38%減額)	免除
あきる野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瑞穂町	-	1,500円	-	1,800円	-	-	-	-	1,500円→1,000円 1,800円→1,200円 (66%減額)	25%減額	-	25%減額
日の出町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
檜原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1:年間あるいは月間で利用をしている自転車等駐車場のうち、最も高額な利用料金のもの。地下や2階建て3階建て等の建物内ではなく、平地の自転車等駐車場。

※2:【定期利用料金】の列に記載されている以外の自転車等駐車場を含む。

1-2. 定期利用自転車等駐車場(市外在住利用者に対する利用料増額額の有無)

自治体名	自転車		原付	
	屋根なし	屋根あり	屋根なし	屋根あり
東久留米市	-	-	-	-
八王子市	-	-	-	-
立川市	市内 2,000 円のととき市外 2,400 円 (20%増額)	市内 2,200 円のととき市外 2,600 円 (18%増額)	市内 2,700 円のととき市外 3,200 円 (19%増額)	市内 4,400 円のととき市外 5,200 円 (18%増額)
武蔵野市	-	-	-	-
三鷹市	市内 2,500 円のととき市外 2,700 円 (8%増額)	-	市内 3,000 円のととき市外 3,200 円 (7%増額)	-
青梅市	-	-	-	-
府中市	-	-	-	-
昭島市	-	-	-	-
調布市	市内 1,500 円のととき市外 1,700 円 (13%増額)	市内 2,000 円のととき市外 2,200 円 (10%増額)	市内 2,500 円のととき市外 2,700 円 (8%増額)	市内 3,000 円のととき市外 3,200 円 (7%増額)
町田市	-	-	-	-
小金井市	-	-	-	-
小平市	-	-	-	-
日野市	-	-	-	-
東村山市	-	-	-	-
国分寺市	-	-	-	-
国立市	市内 1,200 円のととき市外 1,600 円 (33%割増額)	市内 1,500 円のととき市外 2,000 円 (33%増額)	市内 1,800 円のととき市外 2,400 円 (33%増額)	市内 1,800 円のととき市外 2,400 円 (33%増額)
福生市	-	-	-	-
狛江市	-	-	-	-
東大和市	-	-	-	-
清瀬市	-	-	-	-
武蔵村山市	-	-	-	-
多摩市	市内 1,540 円のととき市外 1,850 円 (20%増額)	-	市内 2,980 円のととき市外 3,290 円 (10%増額)	-
稲城市	-	-	-	-
羽村市	-	-	-	-
西東京市	-	-	-	-
あきる野市	-	-	-	-
瑞穂町	-	市内 1,500 円のととき市外 2,000 円 (33%増額)	-	市内 1,800 円のととき市外 2,400 円 (33%増額)
日の出町	-	-	-	-
奥多摩町	-	-	-	-
檜原村	-	-	-	-

2. 一時利用自転車等駐車場

自治体名	一時利用料金(円/日 ※1)				平成 18 年度以降の料金改定の実施状況(※2)				免除・減額規定			
	自転車		原付		自転車		原付		学生	身体障害者手帳保持者、 障害者年金受給者等	各種手当等受給者(児童 扶養手当、育成手当等)	生活保護受給者
	屋根なし	屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし	屋根あり				
東久留米市	100 円	-	200 円	-	-	-	-	-	50%減額	免除	-	-
八王子市	100 円	100 円	100 円	100 円	平成 22 年度に 150 円から 100 円 (33%減額)	平成 22 年度に 150 円から 100 円 (33%減額)	-	-	-	-	-	-
立川市	550 円	550 円	240 円	260 円	平成 27 年度に 100 円から 120 円 (20%増額)	平成 27 年度に 100 円から 130 円 (30%増額)	平成 27 年度に 200 円から 240 円 (20%増額)	平成 27 年度に 100 円から 260 円 (160%増額)	-	-	-	-
武蔵野市	-	100 円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三鷹市	200 円	150 円	200 円	300 円	平成 26 年度に 0 円から 150 円	-	平成 24 年度に 0 円から 200 円	-	-	-	-	-
青梅市	-	150 円	-	250 円	-	-	-	-	-	-	-	-
府中市	該当なし	100 円	該当なし	150 円	-	-	-	-	-	-	-	-
昭島市	100 円	100 円	該当なし	200 円	-	-	-	-	免除	免除	免除	免除
調布市	100 円	100 円	150 円	150 円	-	-	-	-	-	-	-	-
町田市	100 円	100 円	150 円	150 円	-	-	-	-	-	-	-	-
小金井市	100 円	100 円	150 円	150 円	-	-	-	-	-	-	-	-
小平市	100 円	-	150 円	-	-	-	-	-	-	50%減額	-	-
日野市	100 円	150 円	150 円	250 円	-	-	-	-	-	-	-	-
東村山市	100 円	100 円	150 円	150 円	-	-	-	-	-	-	-	-
国分寺市	100 円	100 円	150 円	150 円	-	-	-	-	-	-	-	-
国立市	100 円	100 円	150 円	150 円	-	-	-	-	-	-	-	-
福生市	100 円	100 円	150 円	150 円	-	-	-	-	-	免除	-	-
狛江市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東大和市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清瀬市	100 円	-	150 円	-	-	-	-	-	-	50%減額	-	-
武蔵村山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多摩市	100 円	150 円	150 円	200 円	-	-	-	-	60%減額	50%減額	-	免除
稲城市	-	100 円	-	150 円	-	-	-	-	-	-	-	-
羽村市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西東京市	100 円	100 円	200 円	200 円	-	-	-	-	-	-	-	-
あきる野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瑞穂町	-	100 円	-	100 円	-	-	-	-	-	-	-	-
日の出町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
檜原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1: 時間単位あるいは日額で利用をしている自転車等駐車場のうち、最も高額な利用料金のもの。地下や 2 階建て 3 階建て等の建物内ではなく、平地の自転車等駐車場。

※2: 【一時利用料金】の列に記載されている以外の自転車等駐車場を含む。

3. 撤去自転車等返還料金

自治体名	返還料		平成 18 年度以降の料金改定の実施状況		返還時の増額額	免除・減額規定
	自転車	原付	自転車	原付		
東久留米市	1,000 円	2,000 円	-	-		撤去前日までに盗難届を提出、またはその他やむを得ない理由があると認められた場合は免除。
八王子市	3,000 円	5,000 円	-	-	-	撤去より前に警察で被害届を提出していたり、鍵が壊されていたり、客観的に盗難されたことが明白だと判断できた場合に限り免除
立川市	2000 円	4000 円	-	-	-	撤去前日までに盗難届を提出してあれば免除
武蔵野市	3,000 円	5,000 円	-	-	-	撤去日時より前に盗難届が出されていれば免除
三鷹市	2,500 円	4,000 円	-	-	-	盗難届が出ている場合は免除
青梅市	1,000 円	2,000 円	-	-	-	撤去前に盗難届が提出されていた場合、免除
府中市	2,000 円	-	-	-	-	利用者に非がなく、告示日以前に盗難届けが出ている場合、撤去料、保管料免除
昭島市	2,000 円	4,000 円	-	-	告示日から 15 日以上経過した自転車について、保管料を徴収している。保管料徴収対象となった自転車の返還の際には、1 日あたり 50 円を撤去料に加算している。なお、保管料の徴収は 1000 円(20 日間)が上限となっている。	①本人に非がなく、撤去日以前に盗難届が提出してある場合は免除。 ②やむを得ない理由が明らかな場合は免除。
調布市	2,500 円	5,000 円	平成 21 年度に 1000 円から 2,500 円 (150%増額)	平成 21 年度に 2,000 円から 5,000 円 (150%増額)	-	①盗難届が受理されていた場合は免除。 ②本人の責任によらない理由で撤去された場合には、状況に応じて免除する場合もある。
町田市	2,000 円	4,000 円	-	-	-	①告示の日前に盗難届を提出していた場合は免除 ②その他、市長が特に必要と認めた者は免除
小金井市	1,500 円	3,000 円	-	-	-	撤去前日までに被害届が受理されている場合は免除
小平市	2,000 円	4,000 円	平成 21 年度に 1,000 円から 2,000 円 (100%増額)	平成 21 年度に 2,000 円から 4,000 円 (100%増額)	-	撤去時以前に盗難被害が届けられている場合は免除。
日野市	3,000 円	4,500 円	平成 28 年度に 2,000 円から 3,000 円 (50%増額)	平成 28 年度に 3,000 円から 4,500 円 (50%増額)	-	撤去日以前に盗難届が出ている場合は免除
東村山市	1,100 円	2,200 円	平成 26 年度に 1,000 円から 1,100 円 (10%増額)	平成 26 年度に 2,000 円から 2,200 円 (10%増額)	-	盗難届が出されている自転車は無料
国分寺市	2,000 円	3,000 円	-	-	-	①本人に非がなく、撤去日以前に盗難届が提出してある。 ②やむを得ない理由が明らかなき。 ③上記①②の他、市長が特に必要と認めるとき。 ※減額免の割合は 10 割
国立市	2,000 円	-	-	-	-	移送日以前に盗難届が提出されている場合は免除
福生市	1,000 円	2,000 円	-	-	-	盗難届が提出されたものに関しては免除
狛江市	3,000 円	5,000 円	-	-	-	盗難されて警察署に届けを出している撤去自転車等の場合は免除
東大和市	1,000 円	2,000 円	-	-	-	撤去日以前に、盗難届が提出されている事が確認できた場合は免除
清瀬市	2,000 円	4,000 円	-	-	-	撤去前に盗難届を出していた、または放置禁止区域外に置いてあった場合は免除
武蔵村山市	-	-	-	-	-	-
多摩市	2,000 円	3,000 円	平成 23 年度に 1,000 円から 2,000 円 (100%増額)	平成 23 年度に 2,000 円から 3,000 円 (50%増額)	-	盗難届が受理されていることが確認できた場合は免除
稲城市	2,000 円	3,000 円	平成 24 年度に 1,000 円から 2,000 円 (100%増額)	平成 24 年度に 2,000 円から 3,000 円 (50%増額)	-	撤去前に警察へ盗難届が出されていることが確認できた場合は免除
羽村市	2,000 円	3,000 円	-	-	-	盗難届を出している自転車は免除
西東京市	2,000 円	3,000 円	-	-	-	盗難等の利用者に非が無い場合、又、やむを得ない理由があると認められた場合は免除
あきる野市	-	-	-	-	-	-
瑞穂町	1,000 円	1,500 円	-	-	-	警察署で盗難届が受理されている場合は、料金を免除
日の出町	-	-	-	-	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	-	-
檜原村	-	-	-	-	-	-